

南アフリカ：清酒における容器容量規制の緩和措置

令和8年5月
国税庁

- 南アフリカ共和国政府において、容器容量規制（South African National Standard: SANS289:2022）に係る特例として、清酒について容器容量の制限なく販売を可能とする暫定措置が承認された。本措置は承認日である令和8年2月9日から発効されたものとして取り扱われる。
- 南アフリカにおいて、清酒を四合瓶、一升瓶等の日本の伝統的な容量の容器のまま流通・販売することが可能となる。
※令和7年3月の南アフリカ酒類製品法関連細則の改正等により、清酒の輸入手続が簡素化。

暫定規定の主な内容

- 清酒について、SANS289:2022の規定に関わらず、容器容量の制限なく小売販売が可能。
- 小売店（レストランやバーを含む）において店内消費用として量り売りされる清酒については、25mL単位で提供。
- 適用期間：令和8年2月9日からSANS289:2022改訂版の公表日（※）まで

【清酒に係る暫定規定（南アフリカ国家強制基準監督局作成concession letter（LM-C-173-02-26）より抜粋）】

Item 3: アルコール飲料	数量表示方法	規定数量
a) When packaged 5) Rice fermented beverages (sake) 包装済製品として販売される清酒	Volume 容量	- 規定なし
b) When served from bulk containers in the retail for consumption on the premises 6) Rice fermented beverages (sake) 小売店において店内消費用として量り売りされる清酒	Volume measured by an approved instrument 承認された計量器具により計量された容量	25mL or multiples thereof 25mL単位

※ 容器容量規制の恒久的な緩和措置の実現に向け、南アフリカ政府に対し、継続的に改正を要請予定。